

USPTO、コンピュータ生成の画像等の意匠審査に関する補足ガイダンスを発行

2023年11月29日
JETRO NY 知的財産部
蛭田、福岡

USPTO は、11月17日付の官報¹で、コンピュータで生成された画像、またはディスプレイ（コンピュータ画面、携帯電話画面、VR ゴーグル等）に表示されたコンピュータ生成の画像を含む意匠（デザイン特許）クレームが、米国特許法 171 条²の製造物品要件を満たすかどうかを判断する際に、USPTO 審査官が使用する補足ガイダンスを発行した。

今回の補足ガイダンスは、現行の実務を変更するものではなく、重要な明確化を提供するものであると、USPTO は説明している。

ガイダンスの主な内容は以下のとおり³。

【コンピュータ生成の画像等に関する考え方】

- コンピュータ生成の画像等をディスプレイに表示するだけでは製造物品要件を満たさない。
- しかし、コンピュータアイコンまたはグラフィカル・ユーザ・インターフェイス（GUI）は、コンピュータの動作に不可欠かつ能動的な構成要素（integral and active component）であるから、単なるディスプレイ上の画像の表示以上のものとみなされる。
- したがって、コンピュータアイコンまたは GUI は、適切にクレームされれば、製造物品要件を満たす。

【審査官が確認すべき事項】

- 審査官は、タイトルとクレームが米国特許法 171 条に基づく製造物品のデザインを適切に説明しているかどうかを判断する。
- コンピュータアイコンや GUI でないコンピュータ生成の画像等は、電子的に表示される画像の単なる表示である。したがって、画像それ自体、画像を有するディスプレイ、またはディスプレイに表示するための画像を含むクレームは、製造物品要件を満たさず、出願は拒絶される。
- タイトルおよびクレームは、コンピュータアイコンや GUI 単独のものではなく、例えば「コンピュータアイコン付きディスプレイパネル（display panel with computer icon）」のような製造物品でなければならない。

¹ <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2023-11-17/pdf/2023-25473.pdf>

² 第 171 条(a)「製造物品のための新規、独創的かつ装飾的な意匠を創作した者は、本法の条件及び要件に従い、それについての特許を取得することができる。」

³ ガイダンスの詳細は官報の 80279 ページ「IV. Supplemental Guidelines for Examination of Design Patent Applications Related to Computer-Generated Electronic Images」を参照。

※ ガイダンスでは製造物品のデザインを適切に説明するタイトルおよびクレームの例として、「computer screen with an icon」, 「display panel with GUI」, 「display screen or portion thereof with icon」, 「part of a computer screen with an icon」, 「part of a display panel with an icon」 および 「part of a monitor displayed with an icon」 が挙げられている。

- 審査官は、コンピュータアイコンや GUI がディスプレイ等に具現化されたもの (embodied in a display panel) であることが図面において適切に描かれていることを確認すること。

USPTO の Vidal 長官は「新たな技術 (Emerging technologies) は私たちの日常生活を劇的に改善する可能性を秘めている。このガイダンスがデジタルデザインに関する審査実務を明確にすることで、米国民が恩恵を受けることができると信じている」と発言している。

(以上)